身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表)

本人運転の対象範囲 ========= 生計同一, 常時介護の対象範囲

(H30年7月改正)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能	肢体不自由			肢体不自由		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害	TILTI / HILL	上肢	下肢	体幹		の非進行性の 運動機能障害 移動機能	- 心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は 直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫 機能障害	
1級	視力の良いほうの眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	害により坐つて	不随意運動・失調 等により上肢を使 用する日常生活動 作がほとんど不可 能なもの	等により歩行が不	害により自己の 身辺の日常生活	障害により自己 の身辺の日常生 活活動が極度に	障害により自己 の身辺の日常生	の機能の障害に より自己の身辺	害により自己の 身辺の日常生活 活動が極度に制	ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫 の機能の障害に より日常生活が ほとんど不可能 なもの	害により日常生 活活動がほとん
2級	0.04かつ他方の眼の視力が手動弁	それぞれ100デシベ			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	障害により坐位 又は起立位を	不随意運動・失調 等により上肢を使 用する日常生活動 付が極度に制限さ れるもの	等により歩行が極 度に制限されるも						ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫 の機能の障害に より日常生活が 極度に制限され るもの	害により日常生 活活動が極度に
3級	0.04以上0.07以下のもの(2級の2に 該当するものを除く。) 2.視力の良いほうの眼の視力が 0.08かつ他方の眼の視力が手動弁	90デシベル以上のもの(耳介に接しなけ	の極めて	又はそしゃく機能の	2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能 を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの	害により歩行が	不随意運動・失調 等により上肢を使 用する日常生活動 作が著しく制限さ れるもの	等により歩行が家 庭内での日常生活	害により家庭内で の日常生活活動	障害により家庭 内での日常生活	障害により家庭 内での日常生活	の機能の障害に より家庭内での	害により家庭内で の日常生活活動 が著しく制限され	ルスによる免疫	害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制度されるものを除
	るものを除く。) 2.周辺視野角度の総和が「たち眼それぞれ80度以	が80デシベル以上の もの(耳介に接しなけ れば話声語を理解し 得ないもの) 2. 両耳による普通			1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指を機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指又はひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや右又はひとさし指を含めて一上肢の無値能を発	もの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短い		等による上肢の機	等により社会での 日常生活活動が 著しく制限されるも	害により社会での 日常生活活動が	障害により社会で の日常生活活動	障害により社会で の日常生活活動	の機能の障害に より社会での日	害により社会での 日常生活活動が 著しく制限される	ヒト免疫不全ウイ)ルスによる免疫 の機能の障害に より社会での日 常生活活動が著 しく制限されるも の	害により社会での 日常生活活動が 著しく制限される
5級	1. 視力の良いほうの眼 の視力が0.2かつ他方の 眼の視力が0.02以下のも のの1以上が欠けているも の1以上が欠けているも の 3. 両眼中心視野角度が 56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70 点を超えかつ100点以下 のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の うち、いずれか一関節の機能の著しい障	 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短い 		不随意運動・失調 等による上肢の機 能障害により出活動 での日常と出活動 に支障のあるもの	等により社会での 日常生活活動に							
	視力の良いほうの眼の視力が0.3以上0.6以下かつ 他方の眼の視力が0.02以 下のもの	が70デシベル以上の			2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠く もの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機 能を全廃したもの			等により上肢の機能の劣るもの								
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の膚関節、肘関節又は手関節の うち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり及び小指を欠く もの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の 機能を全廃したもの			上肢に不随意運動・失調等を有するもの								

備考
1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が本表中に指定せられているものは、該当等級とする。5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。